

資料2「社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定（抄）」

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 フランスについては、次に掲げる法令について適用する。

- (A) 社会保障に係る組織に関する法令
- (B) 次の者に適用される社会保険制度に関する法令（フランスの外に居住するフランス国民であつて就労するもの及びその被扶養者の任意加入に関する規定を除く。）
 - (a) 農業以外の職業に従事する被用者
 - (b) 農業に従事する被用者
 - (c) 農業以外の職業に従事する自営業者（老齢保険補足制度及び障害・死亡保険制度に関するものを除く。）
 - (d) 農業に従事する自営業者
 - (e) その他の制度に属する自営業者及びそれに準ずる者
- (C) 労働災害保険制度に関する法令
- (D) 被用者及び船員の社会保障に係る特別制度に関する法令（公務員及び軍人に関する特別制度を除く。）

ただし、無拠出制による給付は、この協定の適用対象とはしない。また、第十二条から第二十二條まで、第二十六条（3を除く。）、第二十七条（1を除く。）及び第二十九条（1を除く。）の規定は、医療保険制度に関する法令には適用せず、第十三条から第二十二條まで、第二十六条（3を除く。）、第二十七条（1を除く。）及び第二十九条（1を除く。）の規定は、労働災害保険制度に関する法令には適用しない。

2 日本国については、

- (A) 次の年金制度について適用する。
 - (a) 国民年金（国民年金基金を除く。）
 - (b) 次に掲げる被用者年金制度
 - (i) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）
 - (ii) 国家公務員共済年金
 - (iii) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）
 - (iv) 私立学校教職員共済年金
- (B) 次の法律により実施される医療保険制度について適用する。
 - (a) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
 - (b) 船員保険法（雇用保険及び労働災害保険に関する規定を含む。）（昭和十四年法律第七十三号）
 - (c) 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
 - (d) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
 - (e) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律百五十二号）
 - (f) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律二百四十五号）
- (C) 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）により実施される労働災害保険制度につ

いて適用する。

ただし、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。また、第十二条から第二十二條まで、第二十六條（3を除く。）、第二十七條（1を除く。）及び第二十九條（1を除く。）の規定は、医療保険制度には適用せず、第六條から第十一條まで、第十三條から第二十二條まで、第二十六條、第二十七條及び第二十九條（1を除く。）の規定は、労働災害保険制度には適用しない。

第五條 被用者及び自営業者に関する一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国内において被用者又は自営業者として就労する者に係る両締約国の法令における強制加入（以下「強制加入」という。）に関しては、その被用者又は自営業者としての就労については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第六條 特定の被用者に関する特別規定

強制加入に関しては、前條の規定にかかわらず、1から4までの規定を適用する。

- 1 被用者に適用される一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国内に事業所を有する雇業者に雇用されている者が、当該雇業者により当該一方の締約国から他方の締約国内において当該雇業者のために就労するために五年を超えないと見込まれる期間派遣される場合には、その被用者が当該一方の締約国内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。
- 2 1の規定は、雇業者により一方の締約国から第三国に派遣されていた被用者が、その後、当該雇業者により当該第三国から他方の締約国に派遣される場合にも適用される。
- 3 1の規定の適用を受けた被用者は、直近の就労期間が終了した時点から次の就労期間が開始する時点までの間に少なくとも一年が経過していない場合には、1の規定の適用を再度受けることができない。
- 4 日本国からフランスに派遣される被用者に対する1及び2の規定の適用に当たっては、当該被用者が労働災害に対する保険に加入していることを条件とするものとし、当該条件が満たされない場合には、フランスの法令を適用する。

第九條 第五條から前條までの規定の例外

強制加入に関しては、第六條4に規定する条件を満たすことを条件として、両締約国の権限のある当局又は権限のある当局が指定する実施機関は、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用され、かつ、これらの特定の者又は特定の範囲の者が当該一方の締約国の法令のみの適用を受けることについて同意している場合には、第五條から前條までの規定の例外を認めることについて合意することができる。